

	新潟市教育委員会 平成18年11月 臨時会議録			
日 時	平成18年11月10日(金) 午後2時00分			
場 所	市役所 第2分館 3階 教育委員会室			
出席委員 (5名)	高 山 委員長	欠席委員		
	山 田 委 員			
	小 池 委 員			
	佐 藤 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (8名)	職・氏 名		職・氏 名	
	学校教育部長	西 山 耕 一		
	生涯学習部長	佐 藤 信 幸		
	総務課長	斉 藤 仁		
	教職員課長	川 端 弘 実		
	学校指導課長	伊 藤 充		
	総務課長補佐	吉 崎 熊 勝		
	総務係長	岩 本 正 雄		
	総務課主事	山 際 幸 太		
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 2時00分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (1件)	議案番号	件 名
	議案第28号	給与条例施行規則の所管について
報告 (件)	記 号	件 名
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

委員長 午後2時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

委員長 小池，佐藤両委員を指名。

第3 付議事件

委員長 議案第28号を上程，説明を求める。

教職員課長 議案第28号 給与条例施行規則の所管について，資料に基づき説明。

【説明概要】

政令市へ移行すると人事委員会が設置され，給与関係の支給に関する規則を同委員会規則に委ねることが可能となることから，教育委員会規則を廃止し，人事委員会規則に委ねることについての方針を説明。

委員長 質問，意見を求める。

佐藤委員 語句の説明をしてもらいたいのですが，期末勤勉と割愛職員とは何ですか。

教職員課長 期末勤勉はボーナスに相当するもので，割愛職員は例えば実際に今，市立の高校の職員が採用そのものは新潟県で採用されています。それが身分も給与も新潟市の教職員として県から市へ身分が移って一時的にこちらの方に来ているというニュアンスで割愛という表現をしています。

山田委員 ここで言う教育職員とは，義務教育の教員を含まないわけですか。

教職員課長 市町村立の小・中・養護学校については県費負担教職員の身分ですので，含みません。

委員長	人事委員会は何人くらいの委員構成となるのですか。
教職員課長	法で3人となっております。
委員長	他の市の例を見ますと市規則のままのところと、そうでないところとあるのですが、市規則のままのところは譲れない理由等何かあるわけですか。
教職員課長	そこまでの確認はしておりません。
委員長	待遇として人事委員会に委ねた方がいいのか、教育委員会規則のままがいいのか、その点はどうですか。
教職員課長	第三者的なところにしっかり委ねたほうが市民の納得が得られると思います。
佐藤委員	人事院勧告はよく聞きますが、これは行政マンは一律こうだよというものになるわけでしょう。ただ、学校の教職員とは全然職掌分担が違い、一般の行政マンの給与と同じでいいのかという気がするのですが。
教職員課長	給与そのものは今も違います。
佐藤委員	割愛されると給与は減るのですか。
総務課長	県から市に移るにあたって、県のときにもらっていた水準は、なるべく保障というかたちでベースを定めています。
委員長	人材確保法によって先生には上乘せしてあるわけですね。
教職員課長	教職調整額4パーセント上乘せされています。
委員長	先生は先生としてある種そのような特別的な扱いをされているわけですが、人材確保法によって、それも外せという話も起きている状況ではあるんですけども、人事委員会に移ることによって減ってしまうということになると。

教職員課長	今、文部科学省のほうは、教職調整額の金額の妥当性も含めて、教職調整額が出ることによって超過勤務手当が出ていないわけです。したがって実際に教職員がどの程度勤務時間外に勤務しているのかという調査を行っております。その調査を待って何らかの判断をしてくるのではないかと思います。
教育長	10パーセント高いのでしょうか。
教職員課長	教職調整額としては4パーセントなのですが、それ以外のベースそのものも少し高くなっています。
教育長	その10パーセントのうち2.数パーセントをカットするという方針で7.数パーセントをどうするかという議論をやっているみたいですね。
佐藤委員	これを見ると人事委員会の規則に従っているのは、ほとんどが初任給と昇格だけです。あとは教育委員会の規則で定めるといことになっているわけですが、新潟は全部人事委員会に任せるといことではないですか。
教職員課長	扶養手当ですとか通勤手当ですとかは、一般の市の職員と格差をつける必要はないと考えます。特殊勤務手当、退職手当については市の職員と一緒にできないということで教育委員会規則という考えです。
小池委員	ここで言う特殊勤務手当とはどんな勤務のことですか。
教職員課長	例えば修学旅行に引率したときに、高校ですと3泊4日、4泊5日くらいあるわけですが、その夜の部分について時間外勤務手当ではないのですが修学旅行を行ったということで特殊な勤務の手当がつくというような、教育活動に伴った部活動も含めて出てくるような手当です。
委員長	人事委員会に移して教職員の給与も審議していただくことになると、どうしても同じ年齢で見ると教職員が高いという話になるのではないかと思います。その辺はきちんと人事委員会の方がなぜこうなっているかということをご理解していただかなければいけないわけです。

山田委員

基本的には法でほとんど決まっているわけですし、小・中学校の教員は県が支給するという中で、新潟県は人事委員会が人事委員会が全部定めているわけです。新潟市は教育委員会が規則でやるというのは、やはりちょっとバランスを欠く面があると思いますし、不利になることはないだろうと思います。教職調整手当については、先ほどお話がありました勤務時間との関係があるので、これは一概にすぐ決まるということはありません。それから教員の給与が少し高いということと労働三権がカットされている、要するにストライキをやってはいけないとして、その場合で給与は人事委員会で検討して保障しますという考え方ですから、そこが崩れると大問題ですので、新潟市の問題というよりも国の問題になるのではないかと思います。そういう意味では人事委員会に委ねるとするのは、よろしいのではないのでしょうか。

佐藤委員

新潟市の旅費規程の中で神戸・新潟があるのですが、それは新幹線で行きなさいと。飛行機の前割を買うとそちらのほうが安いんですよ。でも新幹線で行きなさいとなっているので新幹線で行くんですよ。そういうふうに現状と実情が合わないような規定がずっと続けられていて、間違えていたときにそれをメンテナンスできるような体制というのは、この人事院勧告ではとれるのですか。要するに状況が変わった段階でメンテナンスが常に行えるのかということです。民間の常識で考えれば新幹線を使って東京行って神戸行ったらそちらのほうが高いでしょうと、それよりも飛行機使ったほうが安いわけですから。それでも規定があるから、それで行かざるを得ないわけです。それはどこかで汎用性を捉えてメンテナンスをするような体制がないと、逆に言えば市民からの批判を受ける対象になる可能性もあるわけですね。

教職員課長

今、佐藤委員がおっしゃったようにするためにも、人事委員会のほうがいいと思います。

総務課長

今では大阪くらいですと飛行機で、そのほうが前泊付けるなどの宿泊が短縮されますので、使えるかと思います。

小池委員

そんな細かいところまで人事委員会が決めるのですか。

教職員課長 民間等の情報が上がってきたときに、それを点検して調べて、これを変えたほうがいいということを言えるということです。それが内部だとなかなかできにくい、公にさらすことによってしやすくなるということになります。

委員長 名古屋市などは全て市規則となっていますが、ここは人事委員会がないのですか。

教職員課長 あります。もともと政令市となっている名古屋、京都、大阪などはスタートした段階でそのままきいているのだと思うのですが。

委員長 ほかに質問、意見を求め、全員異議なく可決する。

第6 閉会宣言

委員長 午後2時30分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員